

IND- 2511 -2104

フードマシン マルチ

食品機械用多目的潤滑油

フードマシン マルチは、FDA（米国食品医薬局）で承認された原材料のみを使用し、米国NSF（National Sanitation Foundation）H1に適合する食品機械用・高性能多目的潤滑油です。

世の中の「食の安全」に対する関心が高まり、食品製造プロセスへの厳しい目が向けられています。フードマシン マルチは食品業界の「安全」および「品質」に対する期待に応え、製造工程でのリスクを最小限に抑えることが可能です。フードマシン マルチは食品機械の真空ポンプ、作動装置、軸受などの用途に最適な潤滑油です。

●特長

1. 米国NSF H1登録品

FDAが承認している原材料のみで製造された多目的潤滑油で、米国NSF H1登録品です。したがってフードマシン マルチは食品製造・加工業者にとって、公衆衛生上のリスクを低減させる潤滑油になります。

2. HACCP*に適合します

食品業界における原材料から加工・包装・出荷に至るすべての段階で発生する可能性のある食品衛生上の問題点に際し、フードマシン マルチは、その発生を防止または減少させる管理方式に適合します。

*HACCP : Hazard Analysis Critical Control Point
(食品の衛生管理システムの国際基準)

3. 油種管理が容易になります

フードマシン マルチは、食品機械の油圧装置、真空ポンプおよび軸受等幅広い用途に使用できます。フードマシン マルチを用いることで、油種統合が図られ潤滑管理が容易になります。

4. 酸化安定性・熱安定性が優れている

フードマシン マルチは、化学合成油と最適な添加剤の組み合わせにより、優れた酸化安定性、熱安定性を発揮します。

5. 低温性能および粘度特性が優れている

低温流動性に優れるため、低温時における設備装置の始動がスムーズです。また、寒冷地域の食品工場、あるいは、頻繁に運転・停止を繰り返す装置を使用する際、暖気運転が短時間となるため、効率的であるとともに省電力効果が期待できます。

●種類

フードマシン マルチは4種類の粘度番手をそろえていますので、使用条件に適した粘度のものを選択できます。

●用途

食品関連の製造装置、加工装置、充填装置、包装装置など、油圧装置、真空ポンプおよび軸受等多目的の用途に使用できます。

●荷姿

200lドラム、20lペール缶、
4l缶 (VG32, VG46, VG68)

●フードマシン マルチの代表性状

種類 (粘度グレード)	32	46	68	100
色 (ASTM)	L0.5	L0.5	L0.5	L0.5
密度 (15°C)	0.829	0.835	0.839	0.841
動粘度 (40°C) mm ² /s	31.0	43.7	64.2	96.0
(100°C) mm ² /s	5.98	7.59	10.1	13.9
粘度指数	142	142	143	147
引火点 (COC) °C	250	266	269	270
酸価 mgKOH/g	0.26	0.26	0.26	0.26
流動点 °C	-45.0	-42.5	-42.5	-42.5
さび止め性 (蒸留水, 60°C, 24h)	さびなし	さびなし	さびなし	さびなし
銅板腐食 (100°C, 3h)	1	1	1	1
消防法危険物分類	第4石油類			

※代表性状値は、商品の改定等により予告せずに変更場合があります。(2015年8月)



取扱上の注意

▼取扱いについては下記の注意事項に従って行って下さい。

成分：	潤滑油基油、潤滑油添加剤
絵表示：	なし
注意喚起語：	なし
危険有害性情報：	なし
注意書き： 安全対策	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。 ・保護手袋／保護衣／保護眼鏡／保護面を着用すること。 ・眼に入れないこと。飲み込まないこと。 ・取り扱い後はよく手を洗うこと。 ・この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。
応急措置	<ul style="list-style-type: none"> ・飲み込んだ場合：直ちに医師に連絡すること。 ・飲み込んだ場合：口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。 ・眼に入った場合：多量の流水で洗眼し、直ちに医師に連絡すること。 ・皮膚に付着した場合：多量の水と石けん（鹼）で洗うこと。
保管	<ul style="list-style-type: none"> ・直射日光を避け、涼しく換気の良い場所に保管すること。 ・一度栓を開けた容器は必ず密栓しておくこと。
廃棄	<ul style="list-style-type: none"> ・内容物/容器を国際/国/都道府県/市町村の規則にしたがって廃棄すること。 ・不明な場合は購入先にご相談の上処理すること。